

京都市告示第154号

京都市自転車等放置防止条例第3条第1項に基づき、自転車等撤去強化区域を指定及び変更したので、同条第2項により次のように告示し、区域図を建設局土木管理部放置車両対策課において縦覧に供します。

平成19年7月27日

京都市長 榊本 頼兼

区域の名称	区 域	区域となる日
都心部自転車等 撤去強化区域	中京区 二条殿町, 虎屋町, 場之町, 中之町, 饅頭屋町, 七観音町, 手洗水町, 笋町, 鯉山町, 骨屋町, 橋弁慶町, 占出山町, 塩屋町, 亀屋町, 三文字町, 石橋町, 榊屋町, 大黒町, 中之町, 下丸屋町, 槌屋町, 大文字町, 梅屋町, 鍛冶屋町, 永楽町, 式部町, 円福寺前町, 海老屋町, 伊勢屋町, 船屋町, 大日町, 西大文字町, 東大文字町, 白壁町, 坂井町, 梅屋町, 榊屋町, 朝倉町, 骨屋之町, 高宮町, 弁慶石町, 八百屋町, 大黒町, 蛸屋町, 油屋町, 東魚屋町, 橋下町, 若松町, 梅之木町, 松本町, 材木町, 下樵木町, 鍋屋町, 紙	平成19年9月1日

屋町, 石屋町, 山崎町, 北車屋町, 奈良
屋町, 南車屋町, 下大阪町, 米屋町, 裏
寺町, 桜之町, 松ヶ枝町, 中筋町, 東側
町, 中島町, 備前島町, 上大阪町, 一之
船入町, 恵比須町, 上本能寺前町, 下本
能寺前町, 天性寺前町, 丸屋町, 上白山
町, 中白山町, 下白山町, 守山町, 松下
町, 福長町, 虎石町, 柳八幡町, 油屋町,
御池大東町, 東八幡町, 姉大東町, 菊屋
町, 笹屋町, 菊屋町, 和久屋町, 丸屋町,
扇屋町, 丸木材木町, 大阪材木町, 柊町,
亀甲屋町, 東片町, 高田町, 綿屋町, 船
屋町, 曇華院前町, 塗師屋町, 御所八幡
町, 高宮町, 仲保利町, 木之下町, 車屋
町, 井筒屋町, 十文字町, 瀬戸屋町, 道
祐町, 甲屋町, 八百屋町, 貝屋町, 帯屋
町, 御射山町, 元竹田町, 阪東屋町, 菱
屋町, 梅忠町, 堀之上町, 膝屋町, 堂之
前町, 雁金町, 泉正寺町, 一蓮社町, 中
魚屋町, 西魚屋町及び元法然寺町の各全
部並びに秋野々町, 金吹町, 龍池町, 柿
本町, 烏帽子屋町, 山伏山町, 菊水鉾町,
御倉町, 衣棚町, 天神山町, 柏屋町, 上

	<p>樵木町, 榎木町, 山本町, 等持寺町, 橘町, 瓦町, 瓦之町, 竹屋町, 左京町及び西押小路町の各一部のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p> <p>下京区</p> <p>相之町, 小石町, 高材木町, 元悪王子町, 立売中之町, 立売西町, 長刀鉾町, 貞案前ノ町, 中之町, 大壽町, 八文字町, 徳正寺町, 奈良物町, 立売東町, 天王町, 船頭町, 順風町, 稲荷町, 橋本町, 真町, 御旅町, 御旅宮本町及び水銀屋町の各全部並びに扇酒屋町, 綾材木町, 神明町, 竹屋之町, 中之町, 俵屋町, 足袋屋町, 塩屋町, 斎藤町, 和泉屋町, 天満町, 富永町, 月鉾町, 鶏鉾町, 童侍者町及び白楽天町の各一部のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p>	
<p>三条京阪自転車等 撤去強化区域</p>	<p>左京区</p> <p>讃州寺町, 超勝寺門前町及び法林寺門前町の各全部並びに新東洞院町, 菊鉾町, 新車屋町, 大菊町, 新丸太町及び孫橋町</p>	<p>平成 19 年 9 月 1 日</p>

	<p>の各一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p> <p>中京区</p> <p>中島町, 上大阪町及び上樵木町の各一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p> <p>東山区</p> <p>二町目, 大橋町, 大黒町, 新五軒町, 五軒町, 若松町, 若竹町及び弁財天町の全部並びに三町目, 西之町, 三吉町, 元町, 巽町, 教業町及び元吉町の各一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p>	
<p>四条京阪自転車等 撤去強化区域</p>	<p>中京区</p> <p>柏屋町の一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p> <p>東山区</p> <p>常盤町, 廿一軒町, 中之町, 川端町, 宮川筋一丁目, 井手町及び六軒町の各全部</p>	<p>平成19年9月1日</p>

	<p>並びに末吉町, 富永町, 祇園町北側, 祇園町南側, 大和町, 亀井町, 博多町及び宮川筋二丁目の各一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p> <p>下京区 斎藤町の一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p>	
<p>四条西洞院自転車等 撤去強化区域</p>	<p>中京区 観音堂町, 百足屋町, 小結棚町, 炭之座町, 蟻螂山町, 藤本町, 藤西町及び三文字町の各全部並びに菊水鉾町, 天神山町, 西錦小路町, 古西町, 山田町, 四坊堀川町, 錦堀川町及び空也町の各一部の区域のうち京都市が公共の用に供する道路, 公園その他の場所</p> <p>下京区 柏屋町, 石井筒町, 藤本寄町, 傘鉾町, 妙伝寺町, 高野堂町, 郭巨山町, 月鉾町, 新釜座町及び四条町の各全部並びに因</p>	<p>平成19年9月1日</p>

幡堂町, 竹屋之町, 上柳町, 匂天神町,
西綾小路東半町, 西綾小路西半町, 芦刈
山町, 四条堀川町, 矢田町, 鶏鉾町, 童
侍者町, 二帖半敷町, 善長寺町, 船鉾町,
白楽天町, 大政所町及び薬師前町の各一
部の区域のうち京都市が公共の用に供
する道路, 公園その他の場所

(建設局土木管理部放置車両対策課)